

**次期「かながわ水源環境保全・再生  
実行5か年計画」に関する意見書**  
～かながわの豊かな水源環境の保全・再生に向けて～

**令和2年 月**

**水源環境保全・再生かながわ県民会議**

## はじめに

### 県民会議の役割や意見書作成の趣旨等を記載

#### 【前回作成】

水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」事業として設置され、12の特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に情報提供する役割を担っています。

このため、県民会議は、毎年の特別対策事業の実績を中心に点検・評価を実施してきました。

現行の5か年計画が4年目を迎え、県民会議としては、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期5か年計画の検討に際して意見を述べることは、重要な役割と認識しています。

このため、県民会議では、県による次期5か年計画の検討に先立ち、これまでの8年間の取組について総合的な評価を実施し、その結果に基づき、次期計画の方向性について意見を取りまとめ、県に提出するものです。

## 1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）

### 1-1 現行の施策の評価

#### 現行施策の総合的な評価（中間評価）を踏まえ、次期計画への意見を記載

#### 【前回作成】

水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものです。このため、短期間に効果が現れるものばかりではなく、長期にわたる継続的な取組が必要とされます。

これまでの取組により、一定の事業効果が現れているものと認識していますが、施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」に向けては、まだ道半ばの状況であり、引き続き取組を進める必要があります。

このため、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本として必要な見直し・強化を行い、より実効性のある内容で次期5か年計画を策定して関連事業を実施していく必要があります。

また、財源については、引き続き水源環境保全税により安定的に確保し、各事業に継続的に取り組むことが求められます。

### 1-2 かながわ水源環境保全・再生施策大綱

#### 水源環境保全・再生施策大綱の趣旨及び変更の有無等について記載

#### 【前回作成】

平成17年に策定されたかながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下「施策大綱」という。）は、水源環境を保全・再生するための平成19年度以降の20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。これまでの施策の取組状況を踏まえると、現時点において、基本的な考え方などの変更はないものと考えますが、今後の検討によっては、必要な細部の見直しを行うこともあり得ると認識しています。

## 1-3 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

県民会議や施策調査専門委員会で議論の上、次期計画の(1)基本的な考え方、(2)計画期間、(3)対象施策・対象地域、(4)構成事業の考え方、(5)事業費規模に対する意見を記載

### 【前回作成】

#### (1) 基本的な考え方

これまでの2期の取組においては、施策導入時の様々な個別の課題に、重点的・集中的に取り組んできました。

今後の取組の方向性としては、施策大綱に示された20年後の将来像に向けて、神奈川の水源地環境を可能な限り向上させ、持続的な状態とするための取組が求められます。

そこで、次期計画の策定にあたっては、これまでの成果と課題を検証し、実施方法の工夫を図るとともに、必要に応じて今までの目標のあり方を見直すことが重要です。

また、水源保全地域の全体を見据えて、様々な対策を相互に連携させ、良好な水源環境づくりを進めていく必要があります。

#### (2) 計画期間

施策大綱に則り、次期計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（平成29～33年度）の計画とすべきと考えます。

#### (3) 対象施策・対象地域

##### ア 対象施策

水源環境保全税により実施する特別対策事業は、現行計画と同様に、「水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組」と、「水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組」とすべきと考えます。

##### イ 対象地域

現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる取組については、県内水源保全地域及び県外上流域を対象地域とし、水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組については、県民の水を守る観点から、県全域及び県外上流域とすべきと考えます。

#### (4) 構成事業の考え方

特別対策事業は、現行計画に基づく事業と、施策目標達成のために「一般的な行政水準」を超えて新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業とする考え方を原則とすべきです。

#### (5) 事業費規模

事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、次期計画が施策大綱に基づき策定されるものであることから、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。

## 2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）

総合的な評価（中間評価）報告書や県民会議委員からの意見などを参考に、次期計画で取り組む内容や事業の継続、廃止、拡充（新規）等について記載

### 2-1 森林関係事業

○ 森林関係事業については、…。

○

○

○

○

### 2-2 水関係事業

○ 水関係事業については、…。

○

○

○

○

### 2-3 県外上流域対策関係

○ 県外上流域対策については、…。

○

### 2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係

○ モニタリング・県民参加の仕組みについては…。

○

○

**【水源環境保全・再生施策の実施に係る個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）】**

本意見書の検討にあたり、県民会議委員から提出された個別事項に関する意見や検討されたい意見を以下に述べる。

**意見照会の結果、県民会議委員から提出された意見やこれまでの会議及び事業モニター等で出た意見、点検結果報告書に記載の総括及び個別意見などを参考に記載**

**2-1 森林関係事業**

- シカの生息密度を下げるのが重要なので現行の捕獲方法のみならず新たな手法も積極的に取り入れ、管理捕獲の強度を上げるべき。
- 植物の多様性の視点からも植生保護柵の増加を望む。
- 森林塾の対象年齢（54歳以下）はもう少し高くしてはどうか。税金を投入した事業であるなら年齢的な制限は行うべきではないという考えもある。
- ワイルドライフレンジャーによるシカの管理捕獲が効果を上げており、先進的な取組として評価できる。
- 水源環境荒廃の現状と対策について、県民に対する広報をもっとすべきである。
- ブナ林再生は、まだ前途遙かという段階であり、長い目でみなければならない。
- 長期にわたり収集した調査データを公開するなど、全国的にも先進的な取組を進めていることを、もっと県民に広報すべきである。
- 間伐材の搬出促進については、大型機械の導入などにより水源環境保全税が適切かつ効果的に使われていると判断できる。今後、水源環境保全税が終了した後を見据えた事業展開を検討する必要がある。
- 間伐材の搬出について、急斜面地等での搬出には別の支援が必要ではないか。
- 地域水源林の現場の中に、観光地の中に水源があるという特異な場所もある。大勢の人が訪れ水源環境保全税を知ってもらい良い機会となるので、看板を立てて説明するなど、周知に努めるべきである。
- 
- 
- 

**2-2 水関係事業**

- 過去に地下水汚染の経過があった市町でも、現在は地下水汚染浄化事業の効果がみられており、水源環境保全税が適切に使われていると判断できる。
- 地下水を利用していることの利点と維持の必要性を地域住民に理解していただくための広報・普及啓発が必要である。
- 
- 
- 
- 
- 

**2-3 県外上流域対策関係**

- 森林整備で実施しているシカ対策については、両県で十分な情報交換を行い、より有効な手立てを講じる必要がある。
- 山梨県で行っている共同事業については、両県民への広報・普及啓発に力を入れるべきである。
- 
- 
- 

**2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係**

- 
- 
- 
- 
-